

鳥取労働局発表
令和8年9月3日（木）

担当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 今井 敏仁
室長補佐 清水 宏幸
電話 0857-29-1705

鳥取県最低賃金は10月3日から時間額1,090円に ～引上げ額60円～

1 鳥取労働局長（^{やましたよしひろ}山下 禎博）は、令和8年8月7日に鳥取県最低賃金審議会（会長：^{さとうまさし}佐藤 匡）から答申を受けた鳥取県最低賃金の改正決定に関して、所要の手続きを経て、現行の鳥取県最低賃金（1,030円）を60円引上げ、時間額1,090円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。

これにより、鳥取県最低賃金は、令和8年10月3日から1,090円に引上げられることとなりました。

2 鳥取県最低賃金は、原則として、鳥取県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなど全ての労働者とその使用者に対して適用されます。

3 今後、鳥取労働局においては、改正後の鳥取県最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知と履行確保及び中小企業・小規模事業者の賃金引上げの支援を行ってまいります。

○ 賃金引上げの支援策

厚生労働省は、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。

[「賃上げ」支援助成金パッケージ](#) | [厚生労働省](#)

